

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第3回津市景観審議会
2 開催日時	平成27年3月27日(金) 午前9時30分から午前11時30分まで
3 開催場所	津市本庁舎4階 庁議室
4 出席した者の氏名	(津市景観審議会委員) 浅野聡、大野研、今井正次、坂井田宏之、鈴木康博、鳥山恵子、堀場朋子、前田泰明、毛利伊知郎、森田寛、森田正孝、諸戸善昭 ※岡田委員、奥村委員、岸岡委員は欠席 (事務局) 都市計画部長(松本)、都市政策担当参事(兼)都市政策課長(伊藤)、 都市政策課調整・企画管理担当主幹(兼)企画員(豊濱)、 都市政策課都市計画・景観担当主幹(清水)、 都市政策課都市計画・景観担当(北川、落合、横田)
5 内容	1 開会 2 議題 (1) 景観法に基づく届出の平成26年度運用状況について (2) 津市景観計画における重点地区について (3) 三重大学周辺幹線道路における屋外広告物の設置基準について 3 その他 4 閉会
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	都市計画部都市政策課都市計画・景観担当 電話番号 059-229-3290 E-mail 229-3177@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 以下のとおり

1 開会

事務局

【開会あいさつ】

最初に委員の解職について報告します。錦かよ子様におかれましては長年都市デザイン委員会の委員長としてご尽力を賜り、また景観審議会の委員も務めていただいておりますが、一身上の都合により、昨年平成26年6月30日をもって解職となりました。なお、補欠委員につきましては景観条例に規定する委員定数を満たしておりますので今回は後任の委嘱を行いません。

次に、会議の公開について、本会議は津市情報公開条例第23条の規定に基づきまして公開といたします。

本日の会議の議長ですが、津市景観情報第26条第1項の規定により会長が務めることとなります。

議長

本日の議題は(1)景観法に基づく届出の平成26年度運用状況について、(2)津市景観計画における重点地区について、(3)三重大学周辺幹線道路における屋外広告物の設置基準についての3件です。

傍聴者の状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局

本日、傍聴者はございません。

議長

傍聴者はなしということですので、このまま進めます。

審議会の成立の可否について事務局から報告をお願いします。

事務局

審議会委員15名中12名が出席いただいておりますので、津市景観条例第26条第2項の規定により、過半数の出席で会議は成立しています。

(1) 景観法に基づく届出の平成26年度運用状況について

議長

景観法に基づく届出の平成26年度運用状況についての説明をお願いします。

担当主幹

平成25年12月に津市景観計画を策定しました。津市景観計画ではそれぞれ地区別に景観形成基準を定めており、平成26年7月から運用しています。

大規模な建築や土地の開発などの行為は地域の景観に大きな影響を与えることから、一定の規模を超える建築行為等に関しては市が届出を受け、景観形成基準に照らし審査し、良好な景観形成を誘導します。

届出が必要なものについては、大規模な建築や土地の開発などの行為を対象としており、建築物であれば新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、高さが10mを超えるもの又は建築面積が1,000㎡を超えるものなどが届出の対象行為となります。

実際の届出の主な流れですが、まず、届出を行う前に事前協議を行います。事前協議では、届出者が行為について景観形成基準チェックシートを記入します。チェックシートを元に、我々事務担当者として届出者で事前協議を行い、必要があれば配慮を届出者に促します。この事前協議の期間が1ヶ月くらいで、事前協議が完了したら景観法に基づく届出を出していただきます。事前協議が完了しているので、届出された案件については津市の景観形成基準に適合しているものです。

なお、景観形成地区の建築行為と、高さが30mを超えるもの又は建築面積3,000㎡を超える建築行為については、審議会の部会に諮り、それをもとに事前協議を行っています。協議が完了したら、同じように届出審査、着手となります。

次に、届出が審査で不適合となった場合ですが、部会で勧告、氏名の公表、変更命令に関する審議を行います。これで適合となる場合は着手となりますが、適合しない場合は、変更命令あるいは50万円以下の罰金となることがあります。

平成26年7月から平成27年2月末までの届出状況ですが、建築物13件、工作物11件、開発と土地の形質の変更について7件、合計31件でした。この内、景観形成地区内で行われた行為が3件で、部会で3件審議しています。なお、これまでに勧告、公表、変更命令を行ったものはありません。

次に、事前協議による効果についてです。事前協議を行う前に、届出者が景観形

成チェックシートを記入するので、協議以前に景観形成基準への適合を届出者自らが確認することになります。このため、協議開始時点で景観形成基準を満たしていることがほとんどで、景観形成基準を建築主又は設計担当者に理解していただく方法としてチェックシートは効果的なものとなっています。

事前協議では、明らかに基準外というものはほぼなく、もう少しこの基準に対して配慮できないだろうかということを確認することが多いです。

形態意匠の項目の形態意匠に関する部分の例ですと、田園景観ゾーンの建築物で、基準A 1 ②ク「勾配屋根とするなど、背景の山並みや周辺の田園との調和に努めること」について配慮を求め、当初勾配屋根の設計を検討していただいたのですが、屋上が水害時の避難所となること、太陽光発電設備を設置するというので、できませんという結論になりました。この基準に関しては「努めること」となっていますので、他の合理的な理由があると判断して事前協議は完了しています。

次に、色彩についてはマンセル値による数値基準があるため、事前協議によってその基準内に収まるようにしています。工作物の例ですが、携帯電話等通信用のアンテナ柱について、「電気および通信施設」について背景がどのような状況かで、望ましい色彩を示し、事前協議において配慮を求めています。基準A 1 ⑩エ「山地や樹林地が背景となる場合は、背景となる樹木等に溶け込むように、茶系で低明度のもの又は灰色で低明度のものとする」と、基準A 1 ⑩オ「山地や樹林地以外の場所においては、空に溶け込むように、灰色で中明度のものとする」とです。アンテナ柱などは田園地域や山地地域で目立つものですが、色彩の配慮をすることで違和感のない景観をつくることができます。

次に外構の例ですが、津城跡周辺地区の基準で、「敷地後退部や駐車場を設ける場合の舗装仕上げは無機質なものとせず、美装化された歩車道等の公共空間がある場合については、素材や色彩を協調させ、一体的な空間の形成に配慮すること」で駐車場舗装の工夫を求めましたが、費用の都合でできないということがありました。結果としては、緑化に関する事項と併せて、敷地境界の緑地を増やす配慮をすることで事前協議を完了しています。

次は緑化ですが、基準A 1 ⑧アの「行為地内においてはできる限り多くの部分を緑化すること」について事前協議を行い、配慮されたものがありました。一方、緑化について配慮不可であったものの理由は、管理上の費用、それ自体の費用、駐車場の確保などの制約というものが挙げられます。緑化については、建築物の設計に直接影響しないことから、事前協議の中で計画変更しやすいので、今後も積極的な配慮を求めたいと考えます。

設計の段階によって計画変更が出来ないことがあるので、設計の早い段階で協議が行えるよう他法令の手続き等の情報を得ながら、この届出制度が津市景観計画の実現の為に効果的に作用するように運用して行きます。

また、景観計画を市民、企業等にお知らせをして、景観に関する関心を高め、また円滑に届出制度が運用できるよう、周知活動を行っています。広報津では、景観計画の特集と届出制度について掲載、ケーブルテレビの市政ガイドでは景観計画策定について放送、さらに、三重県建築士会、三重県建設業協会、指定確認検査機関、住宅メーカー等、約70の関係団体等へ景観計画と景観計画の基準解説書等を送付しました。この他に、芸濃の明小学校で4年生を対象に景観教育の授業を行いました。児童だけでなく、家族や関わった地域の皆さんの景観に関する関心が高まる取り組みになりますので、引き続き事業を続けていきたいと考えています。

委員

百五銀行の本店がだいぶ出来上がっていますが、着手は津市景観計画運用開始以前のものでしょうか。

担当主幹  
委員

運用開始前のもです。

ということは、対象外ですか。だいぶできてきてはいますが、まだどんな感じになるのかわからないもので。

担当主幹

一度計画変更がありましたので、変更部分に関して届出を受けています。

委員	届出のほかに、デザイン委員会で案件となりました。建物の下部が石垣の模様で、上部は庇で城をイメージしています。
担当主幹	昨年10月末頃、津市の競艇場の旧駐車場用地を企業に20年間貸すという記事を見ました。まだ事業展開はしてないようですが、そういう関わりはありますか。
委員	建築されるものが景観法に基づく届出の対象で、規模が大きいので、部会で審議する予定です。
担当主幹	小学校の景観教育はどんな授業をしましたか。 小学校4年生では景観という言葉がまずわからないので、景観というのは人々の暮らしの積み重ねによるものということを説明して、それから実際にまちを見に行きました。
委員	景観形成地区で、重点地区の候補である楠原地区で探検をし、好きな景観を写真に撮って、景観パーツを探す授業をしました。
担当主幹	教室に帰って、何でこんな格子があるのか等を調べて、その後に地元の詳しい人と呼んで解説してもらいました。昔の人の暮らしが積み重ねてできた景観を大切に、郷土愛に繋がるように授業を行いました。 最後は、授業で感じたことなどを大きな新聞にして発表し、楠原地区にはプリントした新聞を全戸配布し、明小学校区の自治会では回覧をしました。
委員	子どもたちの反応はどうか。
担当主幹	最初は、好きな景色は都会の景色と言っていましたが、楠原を探検して、地元の景色も良いものだということに気付いたようです。学校と調整中ですが、来年度はその景色を守っていくにはどうしたらよいかという授業を5年生になった児童達と行う予定です。
委員	津市の中心部の学校で行う予定はあるのでしょうか。
担当参事	取り組みを広げる予定でいますが、今年度は大掛かりになってしまい、予定授業時間数を超えてしまいました。今後、マニュアル化ができれば津市中でやりたいと考えています。もう少しコンパクトにして、学校の規模に関わらず、どこでもできるようにしたいと考えています。
委員	緑化について、大型店舗でも樹木を植えていただきますが、植えたままで剪定されないというのが目立ちますが、指導はされていますか。
議長	緑化の維持管理ですが、景観の届出の中で維持管理について特に踏み込んだ指導というのは現在のところはしていません。市民の皆さん、事業者の皆さんが、自分の敷地内をきれいに保つということを啓発していかねばいけないと思いますので、様々な機会を捉えて呼びかけができるようにしたいと思います 補足ですが、次回から報告は、どういう建物の届出が多いのかという傾向がわかりますので、届出の種別と、地図に落として場所を詳しくお願いします。 また、公共事業の通知がわからないので、通知も表などにすると良いと思います。通知も重要ですので、年に一回委員の皆さんに報告できると良いと思います。

## (2) 津市景観計画における重点地区について

議長

津市景観計画における重点地区についての説明をお願いします。

担当主幹

津市景観計画では、「景観形成上重要な地区の魅力向上や賑わいづくりに向け、重点的に良好な景観の形成を推進すべき地区を重点地区として指定する」こととしています。その候補地区は、楠原、一身田寺内町、多気、奥津、三多気の5地区で、それぞれ現在は景観形成地区の指定をしています。景観形成地区では、一般地区に上乘せして地区の特性に合わせた景観形成基準を設けていますが、例えば建築物であれば、高さ10mを超えるもの、建築面積1,000㎡を超えるものといった大規模な建築物を対象としています。一方、重点地区では、原則全ての行為を対象として、各地区の景観特性に合わせた景観形成基準を策定し、地区独自のきめ細かな景観誘導により良好な景観の形成を推進することとします。その中で、一身田寺内町地区は早くから住民を中心に地区の景観のことを議論しており、本年度、自治会で住民説明会を行い、まちなみに関するルール策定について議論が始まりました。

本日は、一身田寺内町地区の状況と、重点地区指定となる場合に必要となる景観計画の変更に関する手続き、今後のスケジュール等を説明します。

最初に、一身田寺内町地区の景観特性をご紹介します。一身田寺内町地区は、真宗高田派本山である専修寺を中心として形成され、環濠に囲まれた寺町として発展した経緯を持つ地区です。現在の環濠は昔に比べて狭くなったものの、日本で唯一集落の周りを囲む水濠の形が残っています。環濠の内側が「寺内(じない)」ですが、ここでは環濠の内側だけでなく、その周辺と併せてこの地域の景観をつくり出しています。北区、中区、橋向区の自治会が現在一身田寺内町地区で重点地区の協議が行われている区域です。人によって呼び方が違うこともあるようですが、北区の「寺町通り」、中区の「仲之町通り」、橋向区の「橋向通り」、以上3つの地区でメインとなる通りを中心に、趣の異なったまちなみを形成しています。

まず、北区の寺町通りです。多くの文化財を有する専修寺をはじめ、智慧光院、玉保院など寺院建築や土塀などが連なる寺町らしいまちなみとなっています。伝統的建築や連続する土塀の保存など、住民の配慮など公共意識の高さとご苦労が伺えます。公共事業においては、一部石畳や道路の景観舗装、無電線化は実現しませんが、電柱の本数削減や色彩の配慮が行われているなど、早くから官民一体となって取組みが行われている通りです。

次に中区の仲之町通りです。日用雑貨、衣料品、食料品店などが並ぶ商店街となっている通りで、通りの東部に位置する仲之町は歴史的にも商いのまちとして寺内町の暮らしを支えてきました。連子格子が美しい切妻平入りの町屋や蔵も残り、霧返しや厨子二階には虫籠窓なども一部に見られる風情あるまちなみとなっています。ここでも道路の景観舗装等、官民協力のもと、まちの整備が行われています。

最後に橋向区の橋向通りです。寺町通り、仲之町通りとは異なり、環濠の外側に位置し、寺内(じない)ではありません。しかしながら、寺内町と伊勢別街道を結ぶ通りであって、茶屋が並ぶ歓楽街という歴史があります。のこぎりの歯型の道路に切妻平入りや妻入りの町屋が斜めにずれて配置されたまちなみの特徴です。かつての寺内町は、職業や身分などによって住居区域があったことから、通り毎に異なる暮らしがありました。寺町通りは寺院が集まる寺町、仲之町通りは商店街、橋向通りは歓楽街というように、それぞれの営みが寺内町の景観をつくっています。しかしながら、現在、建物の建て替えが進み、場所によってはこのような特徴が失われているところも出てきています。専修寺に訪れる参拝客や観光客が減り、住民が減り、まちなみも変わっていく中で、このまちの歴史を何とか残したいという思いから、ここ一身田寺内町では景観に関する議論をしています。まず、平成25年度以前ですが、津市景観計画を策定する過程で、景観計画における「景観形成地区」指定の議論等を自治会代表者で行っていました。次に、平成25年度は、12月に津市景観計画を策定。この頃には、自治会代表だけでなく、一身田地区に係る多様な人々の議論となるように、一身田寺内町観光懇話会、商工会、ボランティア

ガイド会などを含めた、「寺内町整備推進委員会」を地区の代表として、協議を継続しています。寺内町整備推進委員会は、過去にまち交による整備事業を行ったときに設置された専門委員会です。ここでは、どうしたら先人達が残したこのまちを将来の世代に引き継げるかということ、寺内町は通りによって趣が違ふこと、それぞれにどのような特徴があるのかということメンバーで共有しながら、まちなみに関する議論を行ってきました。次に本年度、平成26年度は、自治会の住民等に景観についての説明会を行い、意見交換をしました。寺内町整備推進委員会と市は、8月に北区、中区、橋向区合同で自治会の組長、その後9月から11月にかけて、各自治会別に住民説明会を繰り返し、地区の現状と重点地区・まちなみルールとの必要性を問いかけました。結果、まちなみを守っていくため、このまままちなみに関する議論を今後も続けることに住民は理解を示し、今後は具体的な議論ができるように、一身田寺内町の重点地区として、景観のルール案を提示することとなりました。これを受けて、寺内町整備推進委員会では、一身田寺内町地区まちなみルール案を、先般3月初旬に完成させ、これから住民等に説明をしていくところとなっています。今後はこれをいわゆるたたき台として議論し、一身田寺内町地区の住民が残していきたいまちなみの想いをルールとして描くこととなります。そして、まちなみルールに関する合意が得られたときに、それをもとに市が一身田寺内町を重点地区として、景観計画を変更する手続きに入ります。具体的な手続きに関してですが、①地区の合意として、寺内町整備推進委員会から、住民で合意された案をもって、景観計画変更の要望を受ける予定です。次に、②景観計画の変更案を作成。寺内町整備推進委員会から受けた原案をもとに、一身田寺内町を重点地区とした景観計画を作成します。そして、③現段階では未定ですが、パブリックコメントや縦覧など、津市全体の市民の意見を反映させるための措置を行います。そして、一身田寺内町地区は都市計画区域ですので、④都市計画審議会からご意見の聴取を行います。その後、⑤本景観審議会に、お諮りすることとなります。本審議会でご答申をいただいた後、最後に、現在の景観計画を変更し、一身田寺内町を重点地区とした景観計画とし、告示することで、重点地区となります。重点地区の指定を行った後は、通常の流れと同じようになりますが、その対象は全ての行為が届出の対象となります。また、詳細は未定ですが、補助金についても交付する予定でありますので、景観審議会部会で審査を行っていただくこととなります。本日状況をご説明しました一身田寺内町地区以外にも、冒頭でご紹介しましたように、景観によるまちづくりを推進されている地区があります。今回はその中で他の地区に比べて議論が成熟してきています「一身田寺内町地区」に関してご説明しましたが、他の地区についても、重点地区指定が具体化する中で地区の状況をご説明させていただきたいと考えています。現時点で、重点地区指定のための景観審議会がいつごろ開催されるということが明確ではありませんが、今後の手続きとして審議会を開催していただきますのでよろしくお願いします。以上が津市景観計画における重点地区の状況です。

委員

寺内町の説明で補助金を出すような話が出ていましたが、それは上限が決まっているとか、そのうちの何割とか、具体的な内容は決まっていますか。

担当主幹

まちなみルールができてからどういうところに補助金がつくかということを決めます。

家を建てる場合、例えば屋根に日本瓦をしようすると、他の安価な部材で施工するのに比べて施工費が高くなります。その差が補助金の対象となり、その対象の半分ぐらいを補助金として、上限を設けて出そうと考えているところです。

議長

補助金制度については、具体化したらまた審議会に出していただけますか。

担当主幹

はい。

議長

わかりました。今後出てくる案件だと思います。

委員

5地区のうち一身田が一番進んでいるということですが、いつ頃決定できる予定でしょうか。

担当主幹	<p>一身田寺内町地区は、できれば平成27年度中に審議会に諮って決定できたらと考えています。実際の運用は、平成28年度からと考えています。</p> <p>他の地区は状況次第です。次は楠原ではないかと思いますが、まだルールづくりまで行っていませんので未定です。</p>
委員	<p>美杉地区はどうか。</p> <p>美杉地区でも太陽光パネルの設置が進んでいます。重点地区になった場合はどうなりますか。</p>
担当主幹	<p>美杉は3地区ありますが、まだ自治会の方とコンタクトを取っているところまでです。今年度は一身田寺内町にかかりきりでしたので、これが落ち着いたら美杉の方に入れると考えています。</p> <p>太陽光パネルも届出対象になる場合もあります。設置してはいけないというものではありませんので、重点地区に指定されて、それをルール化したら設置できないとすることもできます。</p>
委員	<p>美杉地区は、鉄道が途中までしか行っていません。来年春頃再開する予定ですが、景観との関連性はどうかでしょうか。</p>
担当主幹	<p>奥津が景観形成地区で、重点地区の候補になっていますので、今後協議したいと思っています。</p>
委員	<p>新聞で、景観を良くしようということで稲を刈っていることが出ていましたが。</p>
担当主幹	<p>美杉だけではなく、楠原でも田んぼアートなどをしていると思います。あと、以前からの取組で、奥津では暖簾、多気では行灯を出したりしているようです。</p>
委員	<p>そういうのは、キャンペーンといったものはないのでしょうか。来年の春は。</p>
担当主幹	<p>景観に関するキャンペーンというよりは、開通イベントですね。そこでいろいろアピールなどはできると思います。</p>
委員	<p>基本的には建築物のルールということですが、こういう風にまちを活性化していきたいという案は入りませんか。</p> <p>また、まちなみのルール案は、一身田寺内町の住民で作るのでしょうか。イメージですが、住民はこのまちにずっと住んでいると思いますので、例えば、外の方や外国の方がこの寺内町を見て、新たな良い面を言ってくれたりもするのかと思います。外部の方がそのまちへ行き、新たな発見の提案をすると、また新たな風が流れてくると思うので、ここに住んでいる人だけの意見だとまた同じようなまちづくりになってしまうという気がしました。</p>
担当主幹	<p>最終目標は活性化とかまちづくりです。その手段が景観で、まちなみルールをつくるということです。</p> <p>進め方ですが、まず地区に住んでいる人が自分たちの持っている景観財産を、まちあるき等で確認して、どういうまちなみを残したいかというのを確認しました。それを基にルール作りを行います。まず、案は住民と一緒に作り、その後、地区内で合意を図ります。そこでルール案が確定すると、パブリックコメント等を行い、市民全体から意見をいただくように考えています。現在地元の人と協議しながら案を作っている状況です。</p> <p>他所の人を入れる考え方も出ていたのですが、現時点では、住民とだけ行っています。ただ、ボランティアガイドと一緒に委員に入っていて、その視点からの意見や観光客からの話は伝わっています。確かに外からの意見は大事だと思います。一度、寺内町整備推進委員会にこのようなお話をします。</p>
委員	<p>景観計画を策定する3年くらい前でしたか、寺内町を景観づくり懇談会の委員で何班かに分かれて歩いたことがあります。私が寺内町で気になったのは、せっかく重点地区になるのに、道路に電柱が出ていることです。家並みを直しても、電柱が景観を阻害すると感じました。重点地区になって、他市や他所から見学にみえたときに、重点地区なのに電柱があるのはおかしいので、折角重点地区にするわけですから、そういうところも行政と地元と一体になって進めていただいたらどうかと思います。</p>

担当主幹 まち交事業で、隅が石畳で真ん中が舗装道路として雰囲気は良くなりましたが、その際に電線の地中化の話、あるいは地中化以外に通りに面さないように家の敷地の奥に電柱を通すという手法もありました。当時は実現しませんでした。重点地区に指定されることによって、今度この道路を改修する際には電線の地中化の話をしやすいのではないかと考えています。

委員 確認ですが、この一身田の環濠も道路と同じ公共施設と考えてよろしいですか。

担当主幹 はい、公共施設です。

委員 以前、教育委員会とまちなみ調査をして、環濠の調査もしました。委員がおっしゃるように環濠もとても重要です。環濠が唯一残る寺内町だと売りにしていますが、実際はコンクリート3面張りがかかなりあって、それをもう少し改善できないかということ、水源については、農業用水をある程度自由に使用できると環濠に水を入れることができるというところまで調査しました。まずは重点地区を指定して、範囲が決まったら、その後で水環境の整備を地元の人と話していただければと思います。水利権等の問題もあって直ちには難しいようですが、水環境が改善されるとずいぶんイメージが違ってくると思います。

担当主幹 一つ教えてください、専修寺の前の伊賀屋さんが取り壊されました。専修寺から小学校の鉄筋コンクリートの校舎が直接見えるようになって、あれは地元の人も残念がっているだろうと思いますが、地元の人はどう思われていますか。

委員 残念という思いが多くあるようです。

委員 現在、駐車場になっていますが、外構を工夫していただいています。

委員 このような空き地に建物が建つときのことを考えて、早くまちなみルールを決めていただいて、そのルールの中で上手に土地活用をしていただければと思います。

委員 専修寺の正面の建物なので、お寺も関心があると思います。

担当主幹 その一身田小学校は重点地区に入りますか。

委員 現在協議をしている範囲には入っていません。

委員 公共施設で、市の施設ですので、一身田小学校の意匠がまちなみに合うようになれば良いと思いますが、そのような考えはありませんか。

担当主幹 現在、重点地区のエリアは一身田小学校の方面は環濠までの範囲で協議を行っています。通りを中心に議論していますので、そのように区域は決定して行くと思われます。

議長 範囲に入らなくとも、公共施設ですので、修繕などがある場合は調和できるように協議したいと考えます。修繕がある場合は、大きな建物ですので、部会に相談します。

議長 よろしくおねがいします。将来、小学校の建て替え等がありましたら重点地区との調整をしていただきたいと思います。

(3) 三重大学周辺幹線道路における屋外広告物の設置基準について

議長

三重大学周辺幹線道路における屋外広告物の設置基準についての説明をお願いします。

担当主幹

平成18年5月に三重大学周辺の幹線道路を学園都市にふさわしい景観を備えた、また通学路等としての安全性を確保したものとするため、その整備の方針と計画について検討することを目的として、三重大学周辺幹線道路景観検討委員会が組織されました。構成メンバーは、三重大学、近畿日本鉄道株式会社、国土交通省三重河川国道事務所、三重県、津市です。このメンバーで三重大学周辺幹線道路の景観整備と通学路等としての安全性確保について検討を行いました。そして平成19年2月に、三重大学周辺幹線道路景観整備提言書を策定し、その中で、近鉄江戸橋駅前、江戸橋、国道23号、三重大学前の4つのゾーンを設定し、ゾーン別の課題と整備方針を定めています。この基本方針が、キャンパスストリートの趣と交流空間づくり、安全で安心な空間づくり、歴史と花木の空間づくりで、この提言書の実現に向けて、提言書に示された事業が円滑に実施され、進捗が図られるように調整する三重大学周辺幹線道路景観検討連携調整会議が設置されています。メンバーは先ほどと同じです。その調整会議の中で、三重大学からサイン計画案が出されました。公共のサインについての計画案ですが、会議の中で承認され、公共施設の整備を進める中で、公共サインはこのサイン計画を基に設置しようということになっています。サイン計画とは別に、津市の役割は、駅前広場・市道の整備、屋外広告物の設置基準の設定、ストーリー性のあるインフォメーションや案内標識の設置等があり、その中で都市計画の役割が屋外広告物の設置基準、色、デザイン、大きさについて検討するというのがあり、今回この審議会でご意見をいただきたいと思っています。

三重大学のサイン計画が指摘している中に、大学病院前交差点の角地に大型の屋外広告物が並び、導入部としての景観に混乱をきたしている。歩道には、バス停や消火栓標識、交通標識、屋外広告物などが無秩序に乱立しており、ストリートとしての景観の連続性に欠けている、ということがあります。

津市景観計画におけるこの地区の位置づけですが、軸の方針というのがあります、鉄道軸、河川軸、道路軸、それぞれがこの地区には該当します。鉄道軸については近鉄名古屋線、河川軸については志登茂川、道路軸は国道23号がそれぞれ該当し、軸別の方針による景観形成、建築行為等がある場合、それぞれ方針に従ってくださいというのがあります。鉄道軸の方針は、車窓から見える田園景観・森林景観の保全、旅情ある景観への配慮、屋外広告物の違反指導、これは三重県の屋外広告物条例というのがありますので、これに違反しないようにという指導のことです。この条例は広告物の色彩を指定したのではなく、安全性の確認が主ということになります。河川軸の方針は、市民の憩いの場となる親水空間の整備、地域を印象づける樹木の植樹、自然護岸や緑地、干潟等の促進、水辺を意識した開放感のある景観形成を図るというものです。道路軸の方針は街路樹の適切な管理や緑化の充実、道路舗装や交通安全施設等の景観配慮を積極的に進める、歩行者を大切にしたい景観形成を図る、屋外広告物の違反指導や新たな規制誘導を検討ということになっています。次にゾーン別の方針ですが、この地区は市街地景観ゾーン、その中で一般市街地エリアとなります。一般市街地エリアは、様々な土地利用が見られるため、その地域の特性に応じて、個性を大切にしたい景観形成を図るとし、緩やかな景観形成基準としています。

以上がこの三重大学周辺幹線道路の屋外広告物についてですが、ここで三重大学から出していただいたサイン計画についてもご紹介します。それぞれの景観特性を説明し、それぞれの場所の案内図や誘導のサインをこのようにデザインしています。このデザインや色彩のサインを追っていくと、自然に、三重大学、三重大学附属病院、あるいは三重短大などに行けるようになっていきます。市道等を整備する際にこうした案内板を設置するようにというのがこのサイン計画です。これが出たのが平

成20年3月ですので、少し状況は変わっていますが、基本的にはこのサイン計画で整備を進めるということになっています。

現在津市では広告物をこうするという基準はありません。今後どうしていくという意見を本審議会でもいただき、考えをまとめたたいと考えています。

委員

国道に歩道橋がありますが、あのブルーというのがさみしい色ですので、国土交通省に働きかけて変更するのは難しいのでしょうか。

担当参事

河川改修の際に建て替えとなりますので、景観アドバイザーの活用等で色彩の検討をしたいと思います。

なお、河川改修の影響があるのは、江戸橋付近にある方です。大学前にあるものについては、機会があればこのようなご意見があるということをお伝えします。基本的には補修の機会がない限り、塗り替えはないと思います。

委員

事前に私の周囲で三重大大学の周辺の道路についての意見を聞いてみました。お店の看板が乱立して、どこに大学病院の看板があるのかわからない、病院に行く人が本当に伝えてほしいと思う看板が見難いというのが大多数の意見でした。

この看板を何としていただけるものなら、設置者と相談して、伝わらないといけない看板が分かるようにしていただきたいと思います。

委員

広告物は届出が出ていて、ほとんどが許可されているのですよね。不可になるようなことは少ないのではないのですか。

担当主幹

高さ、大きさについての基準はありますが、ここに既にあるものについては適合しているものです。

委員

だから、どうしても我先というように目立つものを作って、このようなことになっていますから、今までに設置したものはともかくとして、今後のものについてはもう少し規制を厳しくやってもらいたい。そうしないとなかなか指導だけでは難しいと思います。

担当主幹

現在は先ほどの三重県屋外広告物条例の基準があるだけで、色彩についても特でない状況です。基準を作るとなりますと事業者との対話も必要です。こういった意見がたくさんあるようでしたらできますので、参考にさせていただきます。

ただ、地区指定というのはできます。三重県内で数カ所ルールを設けています。

議長

屋外広告物沿道景観地区ですね、桑名の長島と、伊勢志摩と、東紀州の国道42号沿線はほとんど県の屋外広告物沿道景観地区制度を使っています。県はその制度を使うことを奨励しているので、これを機に屋外広告物沿道景観地区指定の要望はどうでしょうか。

世の中の流れとして、将来は市で屋外広告物条例を運用するという方向だと思えます。多くのところでは都道府県が屋外広告物条例を扱っていますが、もう県がする時代ではなくなってきているので、まだ津市は受け取っていませんが、景観行政団体になったのでいずれば。

もし津市と三重県との話し合いで権限が移譲されれば、県の制度を使わず、津市の景観計画に基づいて指定するというのでいいと思います。参考意見ですが。

委員

人が集まるところに広告物は多くなり、煩雑になるので、今回は三重大学前が問題になっていますが、他にも駅前ではそうだと思います。そういう意味で、まずこれを足掛かりとして進めていってもらいたいと思います。

委員

三重大学のところは確かに問題だと思います。三重大学のところは重点だとして、国道23号全体も考えていただきたいと思います。高茶屋のあたりも問題かと思うので、部分的というより国道23号全体のことかと。もっと言えば、他市にはもっと問題なところがありますので、国道23号全体を県としてやってもらった方がいいのかもしれないというくらいです。

ついでに言うと、中勢バイパスは大丈夫ですか。

担当主幹

中勢バイパスは禁止地域で、両端から100mの区域については看板を設置してはいけない地域で、新たに開通した区間がありますが、そこに既に建っているもの

については許可の更新の際に外してもらいます。中勢バイパスは基本的に三重大前のようにはならない地域です。ただ、自家用広告物と道標デザイン化している野立ての広告物は禁止地域でも設置できます。

委員

いろいろと難しいことは私もある程度理解していますが、何らかの規制を始めないといけないので、できるところからでも始めて、三重大学前だけと言わないで全体の対策を考えてほしいと思います。

委員

他市のことですが、早期改善補助制度というのがあるらしいです。小田原市ですが、そういう補助制度で促進するという手はありませんか。

議長

その補助制度は小田原市が独自で作っているものですか。

委員

「屋外広告物条例づくりの実践ノウハウ」という本があるのでどうぞ。

議長

おそらく、市が作っているのでしょう。小田原市は屋外広告物に力を入れているので、市が策定しているのでしょう。ありがとうございました、参考意見ということで、後で事務局にお渡しします。

マスコミでも取り上げられていますが、京都は全面的にやっています。先斗町などはかなりきれいになってきて、効果が出ています。観光客、特に外国人のツーリストに評判が良いようです。京都は背水の陣でやって、全体にはずいぶん評判良く、改善されています。

担当参事

ただ、津市で京都と全く同じようにやらなくていいと思いますが。

屋外広告物が乱立し、自由になっているのが現状です。京都の街で屋外広告物のコントロールをしようとすると、おおよそ皆さんの共通の認識で、控え目にする、色を抑える等というところになるでしょうけれども、津市の国道23号の屋外広告物をどの方向にコントロールしていけばよいのかというのが、正直よくわからないところです。屋外広告は無い方がすっきりしますが、ドライバーがお店などを探したいときは目立って欲しいという一面があって、一方、歩いていると、邪魔である、大きい、色がけばけばしいといった部分で気になることがあります。これを両立させていかなければならないと思います。国道23号は京都の街並みではありませんので、津市の国道23号線でこれをどうコントロールするのかということ悩んでいるところです。

委員

最近ナビとかスマホを若い人は持ち歩いているから、だんだん広告物の必要性というものは変わってくるという感じがします。何を探すのもスマホなどを使うから、広告物の必要性は薄くなるのではないかと思います。

議長

その指摘は他の町でもあって、電子情報で案内した方がお客さんが来るものから、だんだん屋外広告物に高い投資をする民間会社が減ってきています。まだ過渡期なのでニーズはありますが、だんだん減る傾向にあると思います。

委員

津市は県庁所在地で、美術館、博物館等の公共施設があります。その周辺の街並みというのはある程度整備されていると思います。三重大学も三重県のシンボルの一つだと思うのですが、国道23号を通っても、正直、どこに大学があるのかわからないし、県外から来た人が三重大学に辿り着けるのかなと思うほどわかり難いので、三重大学が私達三重県人にとってシンボルであることから、まずはその周辺だけでもすっきりさせて、学生の街にしてもらえたらいいなと思います。

委員

是非そうしていただきたいです。

議題の出し方で質問ですが、僕は景観法に基づいてこの地区の屋外広告物のルールを厳しくする地区に指定するという話なのかと思っていたので、議題の出され方の意味合いが少しわかりません。

担当主幹

私たちも考えが迷っている状況です。景観計画では一般地区ですので特にこの地区の方針はありません。しかしながら、屋外広告物に関してはこのような状況ですので、今後どのようにして行くかということで、審議会で意見、助言をいただきたいと思っています。

委員

屋外広告物の問題なのですが、委員から歩道橋とかご意見があるように、本来こ

こは景観の重点地区になってもおかしくないですよ。それを目指すという方向でもいいような気がします。

議長

そうですね、これまでは重点地区の議論はありませんでしたが、だいぶ江戸橋改修の目処が立ってきていますので。

少し経緯を補足しますと、この委員会は平成18年度からありますが、年に1回、三重県、国土交通省、津市、近鉄、三重大の5者で、あと地元住民の意見を聞きながら毎年協議をしています。

平成30年度には、道が広くなり、新しい橋ができ、国道の江戸橋の交差点はほぼ直角になり、安全な道路となります。先行してできているのは、国道23号の自転車専用レーンと歩行者専用道の整備です。それ以外のところは、現在、三重県と津市が整備をしていて、完成すると、平成19年に5者で出した連名の提言書とおり、学園都市に相応しい安全な歩行者専用道と自転車レーンが継続した道となります。今、委員から提案がありましたが、もし審議会でみなさんの賛同が得られたら、何か景観に配慮する地区に位置付けて、民間の建物にはそれほど規制の厳しいものがないかもしれませんが、例えば、公共が整備する河川や道路の雰囲気に合わせて、民間も建物のデザインをこのように調和するように努めてくださいというものはできそうです。屋外広告物の基準もできるので、過剰な屋外広告物にならないように、例えば個数の制限とか、何かそういうものを重点地区の一つとして追加できるのかなと思います。

津市の景観計画を作っている時にはまだ河川改修の時期や、道路用地の買収をするということが明確になかったので、そのような議論はありませんでしたが、現在は、用地買収により江戸橋の駅の前の道を拡幅するという目処が立ったことを津市から聞いていますし、三重県の事業でも、河川の改修計画の図面がもうはっきりできあがっています。ようやくこのようなことが議論できるようになってきたので、緩やかな重点地区でもかまいませんので、屋外広告物の規制を中心とした地区として追加するというのは良いかもしれません。

また、自転車レーンは国土交通省が三重県内第一号で作ったもので、モデル地区ですので、国土交通省も後押ししてくれると思います。さらには、提言書と現在の5者協議には景観整備という名前が入っています。これは屋外広告物も整理するというのが当初の目的の一つに入っていたからです。

三重大学の正面ぐらいまで行かないとキャンパスらしさを感じないというのは昔から指摘されていて、キャンパスロードらしくないと言われます。歩道も狭かったのが、ようやくちゃんとした歩道を作っただけそうなので、それを機に屋外広告物も含めて、審議会の皆さんの賛同が得られたなら、その地区指定も検討していただくと良いのではないのでしょうか。繰り返しますが、内容は街並み保全とかそういうものではないので、新しい景観を作って行く上でできるだけ皆さんに協力していただくもので良いと思います。

委員

広告物の規制の仕方を悩んでおられると思うのですが、歩行者にとってある程度広告物があるのは賑わいの一つになっていて全部なくすということではないと思うので、大きさ、高さ、色、大きさが小さくなれば色は少々派手なのがあつていいとは思いますが、その3つで案を作って検討いただきたいと思います。

議長

そうですね、その方向で検討できるといいかなと思います。まだ道路がないので建物が建っていませんし、橋もこれからです。供用と同時にやれますので、よい機会だと思います。

委員

私も現地を見ましたが、沿道に真っ赤な建物があつて、空き家でした。こういうのは色を変えてくれとかできないですか、突出しています。勧告はできないのですか。

担当主幹

今建っているものは何もできません。何か改修等をされる場合は、マンセル値で基準があります。ただ、建物の規模が届出対象ではないかもしれませんので、実際の規模を確認しないとわかりません。

委員

三重大学でまちづくりを研究されている学科があると聞きましたが、このような空間づくりを学生が取り組んだという事例はありますか。どうしたら三重大学周辺が良くなるかというのをみんなで考えて、検討委員会の人と一緒に話し合うとか、そういうのはありませんか。折角だから、そこを使われている学生さんや職員の方に意見を出してもらって、大学周辺のまちづくりにして欲しい。一番使われている人だから、良い面も悪い面もわかると思います。

議長

各学部で、個別の卒業論文とかではあるかと思いますが、この委員会に限っては特にはないです。

もし、大学生の意見を集めた方がいいということがあれば、学生の意見を聞くような場をつくります。新しく橋、道路ができますので、みんながどういう道がよいのかという意見を聞いて、それをまた津市に提案できます。

参考ですが、5者で提言した中で、国土交通省が街路樹を植えるという提案をしています。まだ実現していませんが、街路樹を植えたら三重大学はボランティアで維持管理を協力するという内容になっています。要するに、地元任せではなく、みんなでやりましょうということです。

事務局からの説明のとおり、5者で平成30年度を目標に三重大学周辺の整備をやっています。提言書では、津市が新しく整備する空間に対して屋外広告物等の整備をするということが書かれていたと思います。

そこで、事務局はこの提言書に基づいて津市がどう動くかということの本審議会に諮り、本日委員の皆さんに意見を出していただきました。

まだ統一した意見にはなっていませんが、全般的には、折角江戸橋駅から三重大学にかけてこういった整備ができるので、これを機に、屋外広告物等のデザインの方向性を示して、美しい看板を出してもらえるようにした方がよいのではないかとすることは共通して出していただけだと思います。

具体的な中身は今後の課題として、本日はここまででよろしいですか。

委員

構成員ですが、道路にはバスが走りますが、バス事業者が入っていないのですが。

議長

現在は、公共施設の管理者が景観整備の権限を持っているものですから、管理者中心にやっているということです。バス事業者ですと利用者側です。利用者の意見も必要であれば、必要に応じて入れてもらうように言います。

では今日のところはこれでよろしいでしょうか。具体的な方向性が見えてきたら、審議会へ適宜報告して、委員がご意見等を出せるようにしてください。

議題の3件は以上です。

### 3 その他

議長

担当主幹

その他事項について、事務局からお願いします。

本審議会委員の委嘱に関してご連絡します。現在の初代津市景観審議会は、本年6月30日をもって任期満了となります。次期委員は、学識経験者4名、各関係団体からの推薦者5名、公募委員を3名程度と考えています。公募の詳細については、広報津5月1日号に掲載予定です。現在の公募委員の方も応募可能ですが、本市の他の審議会委員等に既に選任されている場合は委嘱できない等の条件があります。

議長

委員

他にその他事項でご意見はございませんか。

本日の案件の中でも出ましたが、太陽光発電施設は環境アセスにも該当しないですし、是非何らかの歯止めがかかるような景観上のルールが作れるのであれば。

担当主幹

太陽光発電施設ですが、まず、設置してはいけないというルールはありません。また、パネルのデザインはだいたい決まっているので、設置する敷地について、周囲に植栽をしてくださいという協議はしています。

委員

津市の景観計画では太陽光パネルは直接届出対象にしていませんが、先般、桑名市は景観計画を改定して、太陽光パネルを明記しました。伊賀市でも提案をしたところですので、委員の提案を検討してください。判断に迷うのは、一つのパネルは小さいので、届出対象にならないことです。しかし、群で捉えて1,000㎡を超えた場合は届出対象とみなしていいのではないのかという意見もありました。

太陽光パネルそのものに規制はしないけど、植栽をする、場所によっては周りの景観に配慮する等、景観計画からの意見が出せるような仕組みにしておくということがこれから全国的に増える気がします。

担当参事

議長

他市の状況を研究して、本市の検討をします。

桑名市に問い合わせると参考になると思います。

検討するというところでよろしくお願いします。

委員

私達は景観を主とした専門的な審議会ですが、今後津市では景観だけでなく、市の活性化につながるまちづくり委員会とかそういうのはありませんか。

何年かこの審議会を務めました。私は一般市民なので、専門的なことを言われてもわかり難かったということが感想です。もっと気楽に話し合いができる場をイメージして景観審議会の前の景観懇談会に応募しました。もう少し市民が気楽に議論できて、より良い津市にしていけたらよいと思います。

担当参事

全体的なものと言うと、津市の最上位計画の総合計画というのがあります。改訂の準備が始まると思いますので、その中で意見を聴く場はあると思います。

ワークショップのようなイメージですと、例えば、中心市街地のオープンディスカッションという取り組みがあります。個別の事業ではしておりますので、全体的に何でもというのは難しいですが、ある特定のテーマに沿って、市民の皆さんの意見を出していただく場というのはあると思います。

委員

次期も公募で3名ほど任命されるわけですが、専門的な知識がないとなかなか意見が言い難いのかなと思います。

担当参事

審議会では委員の公募をするのはまさにそういう部分で、専門的な話に偏らず、一般的な感覚でご意見をいただく為です。この場では専門用語はわかり易くしたいとは思っています。

委員

私はこれで最後になると思いますので、お願いがあります。まちづくりの話を開きたい人がたくさんいると思いますが、専門家を交えてするようなものを継続的にして欲しいです。例えば、私も行きました防災大学、そういうものを何か継続的にして欲しい。私たちが勉強させて貰ったことをそれで終わりではなく、誰かがボタンタッチして続けてもらっていて、あのとき一生懸命やったことで津市はこんなに立派になっていると、そういう気持ちで私は10年後を迎えたいです。

先程、明小学校の景観教育もありました。そういうものを広げてしてくれれば、市民としてすごくいいなあと思います。もっともっと勉強したいと思いますので、どうかそういうのを作っていただきたいとお願いしたいです。

議長

景観の取り組みを市民に広く伝えたり、一緒に勉強する場を作ったりするのは大事なことだと思います。景観計画を運用するのも重要ですし、その取り組みを広く皆さんにPRするのも重要です。本日、1年間の普及、啓発の取り組みを紹介していただきましたが、そういった取り組みを充実していくようにお願いします。また、景観審議会で市民を巻き込んだ話し合いの場のあり方等を議論できるといいですね。

それでは、本日も長時間にわたり熱心な議論をいただきましてありがとうございます。

4 閉会  
事務局

【閉会あいさつ】